

人権侵害救済法の拙速な導入に反対する意見書（案）

人権が尊重され、誰もが安心して生活できる社会は国民全体の願いであり、人権侵害をなくしたいとの思いは、誰しも共通の認識となっている。

しかし、現政権の元で検討されている、人権侵害救済法案は、人権侵害と判断される基準が曖昧であること、人権委員会の所管を内閣府直轄としていること、さらに、マスコミに関しては努力義務としているが、国民に厳しく規制する等の多くの課題を残したものとなっている。

人権侵害救済法案が制定されることによって、公権力により国民が規制を受けることを多くの国民が認識を持っていないことには、重大な問題がある。

国民の議論が深まらない間に、国民が規制を受ける法案を法制化することは大変憂慮すべきことである。また、何より、差別は心の問題であり、道徳の問題である。この問題に法の網をかぶせることは、立法の精神にそぐわないものである。

よって、国におかれでは、国民議論の高まりのない中で、人権侵害救済法の法制化に関し、拙速な導入をしないよう強く要望をする。

ここに横浜市議会は、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 年 月 日 (議決年月日)

衆議院議長

参議院議長 あて

内閣総理大臣

法務大臣

横浜市議会議長名